

9 特徴記載書

出願と同時に行う特徴記載書の作成方法です。出願後に提出する場合も基本的には同様です。複数意匠一括出願手続についての願書を提出するときに特徴記載書の提出は認められません。

9.1 特徴記載書

<意匠法施行規則様式第9>

(オンライン手続の場合の出願と同時の特徴記載書の作成例)

【書類名】	特徴記載書
【整理番号】	A-3-A
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【意匠の特徴】	ここに意匠の特徴の内容を記録します。(テキストデータのみ)
【説明図】	<input type="text" value="イメージ"/>

説明 9.1.1 記録項目の概要

特徴記載書に記録すべき主な項目の概要は、以下のとおりです。

記 録 項 目	概 要
【事件の表示】 【出願番号】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【事件の表示】 の欄の【出願番号】には、「意願○○○○－○○○○○○」のように出願番号を記録してください。 ・ 出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】の欄を【出願日】とし、「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】の項目を設けて願書に記録した整理番号を記録してください。
【意匠の特徴】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【意匠の特徴】 の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記録してください。 <p style="margin-left: 2em;">イ 意匠の特徴を平易かつ明りように記録してください。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記録してください。</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 文字のみを記録し、図、表等を記録することはできません。</p>
【説明図】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【説明図】 の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記録することができます。（任意記録） <p style="margin-left: 2em;">イ 図は、複数ページにわたって記録することはできません。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 図は、横150mm、縦113mmを超えて記録することはできません。また、複数の図形を記録する場合もすべての図形を含む大きさが、横150mm、縦113mmを超えないように記録しなければなりません。</p>
【意匠の特徴】 及び 【説明図】 の欄の補正について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【意匠の特徴】」及び「【説明図】」の欄を補正するときは、新たな特徴記載書を作成して提出しなければなりません。

9.2 書面で提出する場合の注意事項

特徴記載書を書面により行う場合についても、基本的にはオンライン手続の様式と同様です。

また、書面で提出する場合の注意事項については、→「説明」1.7.2 記載項目及び記載内容の注意点」[p.28]と同様です。

(特徴記載書の作成例)

【書類名】 特徴記載書
 【整理番号】 A-3-A
 【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
 【意匠登録出願人】
 【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-3
 【氏名又は名称】 意匠株式会社
 【代理人】
 【識別番号】 100000023
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-4
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 代理一郎
 【電話番号】 03-3123-4567
 【意匠の特徴】 この意匠は…
 【説明図】

